

感染症にかかったら？

学校保健安全法の規定により、出席停止となる病気です。

学校でよくかかる感染症

病名	出 停 期 間
インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(右表参照)
百日咳	特有の咳が消失するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶたになる)するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により、 医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ解熱した後1日を経過するまで(右表参照)

その他の感染症

出 停 期 間	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで
コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症(O-157等) 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎(はやり目) 急性出血性結膜炎 その他の感染症 …その他の感染症… 感染性胃腸炎 伝染性紅斑(りんご病) RSウイルス感染症 溶連菌感染症 急性細菌性腸炎 インフルエンザ菌感染症 マイコプラズマ感染症 肺炎球菌感染症 EBウイルス感染症 A型肝炎 B型肝炎 等 医師により感染のおそれがあるから休んだ方がいいと言われたらこれにあたります。	

その他

出 停 期 間	適切な治療を行えば登校可能なもの ※完治まで、体育や水泳が見学になる等の場合があります。
単純ヘルペス感染症(発熱・全身性の水ぼうがある場合は欠席が望ましい) 帯状疱疹(可能な限り被覆してあるなら…) 手足口病 ヘルパンギーナ 白癬(特にトンスランス感染症) 伝染性膿痂疹(とびひ) アタマジラミ かい癬 伝染性軟属腫(水いぼ) 皮膚真菌症(カンジダ) 等	

インフルエンザの登校基準

発症初日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後、5日以内に解熱して2日間たった場合						登校可能		
発熱			解熱					
発症後、5日たっても、解熱して2日間たっていない場合						登校可能		
発熱					解熱			

新型コロナウイルス感染症の登校基準

発症初日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後、5日以内に解熱して1日間たった場合						登校可能		
発熱				解熱				
発症後、5日たっても、解熱して1日間たっていない場合						登校可能		
発熱					解熱			

船橋市の小中学校では
医師による治癒証明は不要で
す。

学校では集団生活になります。
必ず医師とご相談の上、欠席連
絡フォームや連絡帳、電話連絡
等で
学級担任までお知らせください。

